秋田県弓道教錬士会規程

(名称)

第1条 この会の名称を秋田県弓道教練士会(以下「本会」という。)と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は理事長宅または会長の指定する箇所におくものとする。

(目的)

第3条 本会は、指導的立場にある会員相互の練磨と意思の疎通を図り、秋田県弓道の健全なる 発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 教錬士大会及び研修会の開催
- (2) 指導情報の交換
- (3) その他前条の目的達成に必要な事業

(組織)

第5条 本会は、秋田県弓道連盟の会員にして、全日本弓道連盟より弓道教士または弓道錬士 の称号を授与された者で本会の会費を納入した者をもって組織する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長1名(2) 副会長2名(3) 理事長1名

(4) 理事 8名(北部地区、中央地区、由利本荘区及び県南地区それぞれ2名)

 (5) 事務局長
 1名

 (6) 監事
 若干名

(役員の選任)

第7条 役員は総会で選任する。

(役員の職務)

第8条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を総理し、会議の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- (3) 理事長は会務を掌理し、会の企画運営を行う。
- (4) 理事は理事長を補佐する。
- (5) 事務局長は事務を統括するほか会計事務を行う。
- (6) 監事は事務並びに会計を監査する。

秋田県弓道連盟教錬士会 1/3

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とし、重任を妨げない。補欠または増員のため新たに就任した者の任期 は前任者または現任者の在任期間とする。

(顧問及び参与)

第10条 会長は、総会の議決を経て顧問及び参与を委嘱することができる。

(総会等)

第11条 本会は、総会を毎年1回行うものとするほか、必要に応じ会長が臨時総会及び役員会を召集する。

(総会の議決事項)

- 第12条 総会に付議する事項は次のとおりとする。
 - (1) 前年度事業報告及び会計報告
 - (2) 当該年度事業計画及び予算
 - (3) 役員の選任または解任
 - (4) 規程の改正等
 - (5) その他運営に必要な事項

(議決)

第13条 本会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の裁定による。

(会計)

第14条 本会の会計年度は、毎年定時総会日から翌年定時総会の前日までとする。

(経費)

第15条 本会の経費は会費及び寄付金によるものとする。

(帳簿)

- 第16条 本会に次の帳簿を備える。
 - (1) 会員名簿
 - (2) 経費整理簿
 - (3) 予算決算書
 - (4) 会議議事録

(慶弔)

- 第17条 会員が、叙位、叙勲、褒賞(中央表彰)を受賞した場合は、祝電を打電するものとする。
 - 2 会員が死亡した場合は、次の各号に定める弔慰を行うものとする。
 - (1) 会長(歴任者)

花輪、弔電

(2) 会員

弔雷

3 このほか定めのない場合は、会長は役員会に諮り決するものとする。

秋田県弓道連盟教錬士会 2/3

付則 この規程は平成17年7月23日より施行する。

平成20年8月3日一部改正(事務局長の新設)

平成21年7月5日一部改正(事務局の設定、定時総会議決事項の新設、

申し合せ事項の整理等)

平成28年6月26日一部改正(監事の新設、申し合わせ事項(4)の新設)

申し合わせ事項

(1) 会費は平成20年度より年間「3,000円」とする。

(平成19年7月28日定時総会で決定)

(2) 東北・北海道対抗の参加者に助成費一人5,000円を支給する。

(平成15年総会で全会一致で承認)

(助成費として県弓連に予算化されているので暫く支給を見合わせる。

平成18年8月5日総会で決定)

(3) 東北教錬士会参加者に助成費一人5,000円を支給する。

(19年国体役員養成として助成費が支給されるので暫く支給を見合わせる。 平成18年8月5日総会で決定)

(4) 全日本近的選手権大会、全日本遠的選手権大会及び東北・北海道対抗戦の参加者 に激励費として一人5,000円を支給する。

(平成28年6月26日定時総会で決定)

秋田県弓道連盟教錬士会 3 / 3